

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（4月末 暫定値）225件（去年同期比+21件）

- 1 主な犯罪
- 空き巣 4件(+1件)
 - 自転車盗 45件(-11件)
 - 車上ねらい 15件(+11件)
 - 部品ねらい 15件(+4件)
 - オートバイ盗 9件(-4件)

特殊詐欺 9件（4月末 暫定値） 被害総額 6,399,600円（前年同期比+5件）

（内訳）

オレオレ詐欺	0件	被害金額	0円
預貯金詐欺	7件	被害金額	2,500,000円
融資保証詐欺	1件	被害金額	200,000円
架空料金請求詐欺	1件	被害金額	3,699,600円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和6年4月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町		西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	1
永田みなみ台	1	大橋町	
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	1
永田東	1	中里	
永田南		通町	
永田北	1	唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町	1	二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	
山谷		別所中里台	
蒔田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	1
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	2
その他		合計	9

詐欺の被害に遭わない
ためにも、防犯機能付
電話を活用しましょう!



★特殊詐欺を防止するためのNTT東日本の取組みについて★

NTT東日本では特殊詐欺を防止するため、

- ① ナンバーディスプレイ及びナンバーリクエストの高齢者無償化受付
- ② 特殊詐欺対策サービスの無償化
- ③ 電話番号の変更に関する工事費の無償化

の3つの取組みを実施しています。

取組みに関する詳細のお問い合わせはNTT東日本特殊詐欺対策ダイヤル(0120-722-455)まで。

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045-742-0110



南区交通事故統計《5月》

令和6年4月末現在 概数



発生件数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	6715	7012	-297
横浜市内	2435	2512	-77
南区内	137	120	17

死者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	32	35	-3
横浜市内	11	10	1
南区内	1	0	1

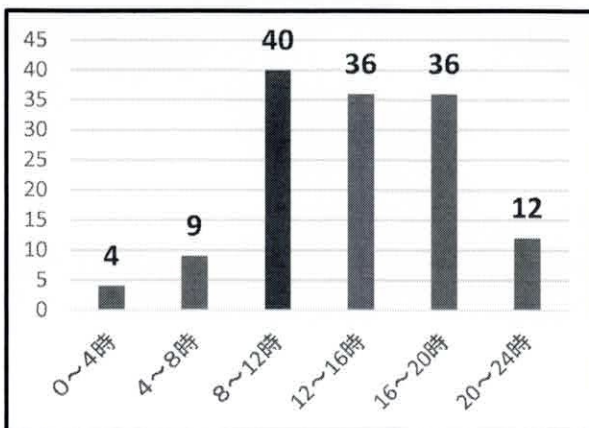
負傷者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	7807	8271	-464
横浜市内	2765	2925	-160
南区内	156	129	27

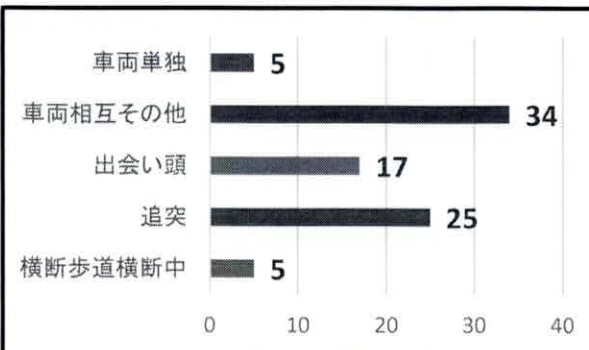
関係事故

	令和6年	構成率	増減数
高齢者	49	35.8%	9
子供	9	6.6%	5
二輪車	49	35.8%	6
自転車	28	20.4%	5

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



町名別発生状況

町名	令和6年	令和5年	増減数	町名	令和6年	令和5年	増減数
万世町	1	0	+1	平楽	2	1	+1
三春台	1	1	0	庚台	0	0	0
中島町	0	1	-1	弘明寺	0	0	0
中村町	1	6	-5	弘明寺町	3	4	-1
中里	9	7	+2	新川町	1	2	-1
中里町	0	0	0	日枝町	3	0	+3
二葉町	0	1	-1	東蒔田町	2	2	0
井土ヶ谷上町	3	1	+2	榎町	0	0	0
井土ヶ谷下町	5	3	+2	永楽町	1	2	-1
井土ヶ谷中町	2	0	+2	永田みなみ台	2	0	+2
伏見町	0	0	0	永田北	3	2	+1
八幡町	0	0	0	永田南	1	2	-1
六ツ川	18	13	+5	永田台	1	1	0
共進町	2	1	+1	永田山王台	1	1	0
別所	7	7	0	永田東	9	3	+6
別所中里台	1	0	+1	浦舟町	6	5	+1
前里町	2	4	-2	清水ヶ丘	2	0	+2
南吉田町	1	5	-4	白妙町	0	0	0
南太田	4	7	-3	白金町	0	1	-1
吉野町	1	4	-3	真金町	4	1	+3
唐沢	0	0	0	睦町	5	5	0
堀ノ内町	1	1	0	花之木町	4	0	+4
大岡	7	3	+4	若宮町	0	1	-1
大橋町	0	0	0	蒔田町	0	1	-1
宮元町	10	8	+2	西中町	0	3	-3
宿町	3	2	+1	通町	4	2	+2
山王町	0	1	-1	高根町	3	3	0
山谷	0	0	0	高砂町	1	2	-1

南警察署からのお知らせ



「(九都県市一斉)自転車マナーアップ強化月間 推進中！」

…自転車は手軽で便利な乗り物ですが、道路交通法で定める「車両」です。車の運転手としての「責任」を持ち、交通ルールとマナーを守って交通事故防止に努めましょう！

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなでヘルメット！



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

神奈川県南警察署 交通課 045-742-0110